

国立大学法人富山大学特命教員等給与規則

平成 19 年 4 月 1 日制定 平成 20 年 7 月 8 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正 平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 12 月 1 日改正 平成 23 年 4 月 1 日改正
平成 27 年 3 月 25 日改正 平成 29 年 3 月 14 日改正
平成 30 年 11 月 13 日改正 平成 31 年 1 月 29 日改正
令和元年 12 月 24 日改正 令和 2 年 10 月 27 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）

第 25 条第 5 項の規定に基づき、富山大学に勤務する特命教員等（職員就業規則第 2 条第 2 項に規定する特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教、特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究講座教員をいう。以下同じ。）の給与に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 削除

(給与)

第 3 条 特命教員等の給与は、次条に定める基本年俸及び諸手当とする。

2 前項の諸手当は、通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給及び外部資金獲得手当とし、国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の規定に準じて支給する。

3 特命教員等の本給は、基本年俸の 12 分の 1 の額とする。

(基本年俸)

第 4 条 基本年俸の額は、別表第 1 に定める基本級格付表及び別表第 2 に定める基本年俸表により決定する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる場合の基本年俸の額は、学長が別に定める。

3 第 1 項の基本年俸の額は、勤務実績等を勘案し変更することができる。

(労働 1 時間当たりの給与額の算出)

第 6 条 労働 1 時間当たりの給与額は、本給及び地域手当の月額合計額（以下「算入賃金」という。）を基にして、次の算出式により得た額とする。

$$\frac{\text{算入賃金} \times \text{年間当り月数}}{\text{年間所定労働日数} \times \text{1 日当り所定労働時間数}}$$

(休職者の給与)

第 7 条 特命教員等が職員就業規則第 11 条により休職となったときには、職員給与規則第 31 条の規定に準じて休職者の給与を支給することがある。

2 休職となった特命教員等には、他の規定に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業等の給与)

第 8 条 富山大学職員の育児休業等に関する規則により育児休業等をする特命教員等の給

与の支給については、次に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - (2) 職員が部分休業の承認を受けて労働しない場合には、第13条の規定にかかわらず、その労働しない1時間につき、第6条に規定する労働1時間当たりの給与額（円未満四捨五入）を減額して給与を支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。
- （介護休業者の給与）

第9条 富山大学職員の介護休業等に関する規則により介護休業等をする特命教員等の給与の支給については、次に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - (2) 職員が部分休業の承認を受けて労働しない場合には、第13条の規定にかかわらず、その労働しない1時間につき、第6条に規定する労働1時間当たりの給与額（円未満四捨五入）を減額して給与を支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、介護休業者の給与に関し必要な事項は、別に定める。
- （給与の減額）

第10条 特命教員等が労働しないときは、国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）第7条の規定による休日（同規則第8条の規定により休日を他の労働日と振り替えられ、当該休日に割り振られた労働時間の全部を労働した特命教員等にあつては、当該休日を振り替えた日）である場合又は休暇による場合その他その労働しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、第9条に規定する労働時間1時間当たりの給与額（円未満四捨五入）にその労働しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数及び部分休業の時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てる。
- （日割計算）

第11条 新たに特命教員等になった者には、その日から本給を支給する。

- 2 特命教員等が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
- 3 特命教員等が給与期間の途中において次の各号の一に該当する場合におけるその給与期間の本給は、日割計算により支給する。
 - (1) 就業規則第11条の規定に該当して休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 職員就業規則第33条の規定に基づき育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - (3) 職員就業規則第34条の規定に基づき介護休業を始め、又は介護休業の終了により職務に復帰した場合
 - (4) 就業規則第39条第3号の規定に該当して出勤停止にされ、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合
- 4 特命教員等が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
- 5 第1項から第3項までの規定により本給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額

はその月の現日数から労働時間等規則第7条に規定する休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第12条 この規則により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(この規則により難い場合の措置)

第13条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、特命教員等の給与に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日において寄附講座教員又は寄附研究部門教員である者のうち、年俸制の適用を受けることを希望しない者にあつては、この規則を適用しない。

附 則

この規則は、平成 30 年 11 月 13 日から施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 10 月 27 日から施行する。

別表第 1

基本級格付表

大学卒業相当後の経過年数	基本級
0 年以上 ～ 5 年未満	1 級
5 年以上 ～ 10 年未満	2 級
10 年以上 ～ 15 年未満	3 級
15 年以上 ～ 20 年未満	4 級
20 年以上 ～ 25 年未満	5 級
25 年以上 ～ 30 年未満	6 級
30 年以上 ～ 35 年未満	7 級
35 年以上	8 級

備考 「大学卒業相当後」は「満 22 歳に達した日の翌日以降における最初の 4 月 1 日から」とする。

別表第2

基本年俸表

基本級	区分	号給	基本年俸額（円）
1級	標準	1号	3,168,000
	加算	2号	3,528,000
2級	標準	1号	3,864,000
	加算	2号	4,212,000
3級	標準	1号	4,560,000
	加算	2号	4,908,000
4級	標準	1号	5,244,000
	加算	2号	5,592,000
5級	標準	1号	5,940,000
	加算	2号	6,288,000
6級	標準	1号	6,636,000
	加算	2号	6,972,000
7級	標準	1号	7,332,000
	加算	2号	7,668,000
8級	標準	1号	8,016,000
	加算	2号	8,364,000

備考 新たに基本級及び号給を決定する場合は標準の区分を、第4条第3項に基づき基本年俸額を変更する場合は直近上位の区分又は直近下位の区分を適用する。